

令和7年「秋の文京区交通安全運動」の実施について

第1 目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。

第2 運動期間

令和7年9月21日（日）から9月30日（火）までの10日間

第3 スローガン

「たくさんの あがお笑顔が走る しゅととうきょう首都東京」

第4 運動重点の推進

令和7年上半期の都内交通事故発生状況は、発生件数については14,695件で前年比65件の減少、死者数は68人で前年比1人減少、負傷者数は16,210人で前年比91人減少しています。

また、交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合は依然として約45%と高く、そのうち、高齢者の割合は約60%を占めています。

このような状況から、高齢者の交通事故の減少と、次代を担う子供を交通事故から守ることを中心に、秋の交通安全運動の重点を推進します。

【秋の交通安全運動の重点】

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

（1）歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、運転者に対して横断する意思を明確に伝えて安全を確認してから横断を始めるなど、自らの安全を守るための交通行動を促す取組みを推進します。

走行車両の直前直後での横断、横断歩道外での横断、夜間の路上横臥など歩行者が被害に遭う交通事故の実態について、周知に努めます。

(2) 歩行者の交通事故防止対策

通園・通学路等における安全確保のため、子どもたちが日常的に集団で移動する経路等において危険個所や注意すべき場所などを点検・確認し、登下校時等の教職員や学童擁護員、保護者による安全指導や見守りを推進します。

全ての年齢層を対象として、反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の視認効果を周知し、自発的な着用を促進します。

2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

(1) ながらスマホの根絶

運転中のスマートフォンの通話や注視等の「ながらスマホ」は、周囲への安全確認が疎かになり、重大な交通事故につながる恐れがあるため、危険性を正しく認識するための広報啓発を進めます。自転車についても「ながらスマホ」が罰則適用されることの周知を含め、根絶に向けた取組みを推進します。

(2) 飲酒運転の根絶

「飲酒運転を絶対にしない、させない」ことを広報啓発や職域等における交通安全教育を通じて徹底するとともに、酒類提供事業者（飲食店等）に対して、来客者へ飲酒運転根絶やハンドルキーパー運動の協力を呼びかけるなど、自転車を含め飲酒運転を許さない環境づくりを推進します。

(3) 夕暮れ以降の交通事故防止対策

夕暮れや夜間は、昼時よりも視認性が下がり、運転者・歩行者ともに気付きにくい傾向にあります。運転者には早めにライトを付けるとともに、夜間の対向車や先行者がいない状況ではハイビームを活用することを促進します。

(4) 高齢運転者の交通事故防止対策

加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育の広報啓発を進めます。

また、運転免許証の自主返納について、制度や各種支援策等の広報啓発により自主返納を促進します。

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知

令和8年4月1日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行・歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法をはじめ、交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組みを推進します。

また、改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発を推進します。

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用を促進するとともに、安全確保のための定期的な点検整備、事故被害者救済のための損害賠償責任保険加入を促す取組みを推進します。

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用促進、交通ルールの理解・遵守の徹底について、シェアリング事業者等との連携を含め、取組みを推進します。

4 二輪車の交通事故防止

二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）を踏まえた安全運転の励行等、二輪車の事故防止を推進します。

ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルールが適用されること、ナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入が必要であることの広報啓発を推進します。

第5 広報活動

区民一人ひとりに「たくさんの 笑顔が走る 首都東京」を基調とする行動を提唱します。そのために、あらゆる広報媒体を活用して、譲り合いとゆとりのある運転、特に、子ども・高齢者・障害者等に対する配慮を高める活動を行います。

第6 実施要領

別紙のとおり